2019年度

事業計画書

公益財団法人JKA

目次

| | 競輪 | 収 | | ょ | る | 機 | 械 | 振 | 興 | • | • | | | : | : | | | : | : | | | : | | | : | : | : | : | : | : | 2 |
|-----------------------------------|---------------|------------------|----------------|--------|--------|---------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--|--------------|--|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|---|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|------------------------------------|
| 1. 追 2. | 部競画競競交その競技を | の 案 そ | 長興 位の | に自 | 国総転 | 際合車 | 化調競 | 及整技 | Iこ | 関 | ਂ ਰ | ・ る | · 広 | 報 | · 官 | · 伝 | • | : | : | | • | : | • | : | • | • | • | | | • | 5 6 8 12 12 |
| 1. | 部 小型 小型 | 自動 | 助車 | 競 | 走 | 収 | 益 | に | ょ | る | 機 | 械 | 振 | 興 | • | • | | | | | | | | | | | | | | | 12 14 |
| 1. ú | 部十重オオ交そ | ト 案 、 ト | レー | スにっ | の総に | 振合関 | 興調す | 及整ス | び | 勃・報 | 率。宁 | 的・ケ | な・・ | 実・. | : | | • | : | : | | • | • | • | : | : | • | : | | | | 15 17 18 21 21 |
| 第 5 1 . 2 . | 部 競輪 競輪 | 競 | 支運 | 営 | 事 | 業 | • | 基 • • | づ ・ ・ | < • | 競 • • | 輪 • | の · · | 競 • | 技 • | 実 • • | 施 • • | 事 • | 業 • | | | | | | | | | | | | 21 22 |
| 第 6 1. 2. 3. 4. 5. | 部 車車車車その両両両のの | 安情情情情 | 報シ 報シ | つスススス | 安テテテテ | 全ムムムム | なのののに | 運検安調係 | 用証全査る | 管・な研適 | 理・運究正 | 及・用・な | び・管・調 | 開・理・達 | 発・・・の | 事・・・実 | 業・・・施 | | | | | | | | 車 | | | | | | 7 28 28 28 28 28 29 |
| 第 7 1 . 2 . | 部 地域 その | 自動にで | 転車 おけ 関連 | 競る事 | 技自業 | ス 転・ | ポ 車: • | — 競 • | ツ 技・ | の 者 • | 普 層 • | 及 の • | 及底 • | び 辺 • | 振拡・ | 興大・ | ات • • | 関 • • | す • • | る • • | 事 | 業 • • | | : | | | : | | : | : | 29 29 |
| 第1. 2. 3. 4. 5. | 部ガ方組事不 | 本ナ管機の産 | 財ン里能適賃 | のの業強化事 | 目強務化·業 | 的化改と・・ | を・善事・・ | 達・・業・・ | 成・・の・・ | す・・効・・ | る・・率・・ | た・・化・・ | め・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ات • • | 必・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 要・・・・ | な・・・・ | 事・・・・・ | 業・・・・ | | | | | | | : | | | | | 29 29 30 30 31 |

2018年度の競輪、オートレースの事業運営全般は回復基調にあるものの、 引き続き厳しい状況が続いている。

JKAは『2020年に向けた「チャレンジ」「チェンジ」』の精神で、「お客様のための競輪・オートレース」、「社会を支えるための競輪・オートレース」を 行動指針と定め、事業を運営する。

2019年度の競輪・オートレース事業は、施行者・場外設置者・民間事業者 との連携施策によるサービス満足度向上、ミッドナイト拡大等のラインナップ 充実を目指したサービス満足度向上、予想しやすい番組提供、楽しい企画レース の実施等のレース満足度向上、新規のお客様獲得のための情報提供の拡充、IT ツールを駆使した情報の充実による情報提供満足度向上によりお客様信頼度満 足度向上策を展開し、売上向上を図る。

競輪事業については、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を競輪活性化の契機と捉え、競輪を始めとする自転車競技の認知度向上を図る。

オートレース事業については、安定的な5場体制による事業運営に向けた支援や、既存のお客様のニーズを見極めつつ、更なる活性化を図る。

補助事業については、限られた財源をより有効に活用し、地方自治体が施行する競輪・オートレースの売上の一部を広く社会還元するため、補助方針に基づき、機械の振興、社会福祉等公益増進並びに被災地域の復興・再生に取り組む活動及び「自転車活用推進法」の主旨に沿う活動に支援するとともに、積極的に情報発信を行い、拡充を図る。

また、ギャンブル依存症対策については、「ギャンブル等依存症対策基本法」の主旨に則り、競輪・小型自動車競走施行者等と連携して実施する。

本財団は、平成30年度産業構造審議会製造産業分科会車両競技小委員会で取りまとめられた「競輪事業の持続的発展のための課題解決に向けて」及び「競輪事業の持続的発展のための課題解決に向けて 一具体的な取組のための制度設計案一」の指摘事項を踏まえ、組織の強化及び人材能力開発を図るとともに、方針管理・業務改善(PDCA)の実践により体質強化を図る。

競輪振興法人及び小型自動車競走振興法人、競輪競技実施法人及び競輪の情報システムに関する事業の実施法人として、公正かつ安全な開催運営を確保しつつ事業を遂行し、競輪及びオートレース事業の活性化を図る。

第1部 競輪収益による補助事業

1. 競輪収益による機械振興

(1)補助方針

「自転車競技法」に基づく競輪振興法人として、競輪の収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行する競輪の売上の一部により、機械振興に対する補助を行う。

2019年度の補助事業にあたっては、機械振興の分野において、これまで取り組んできた補助事業の成果・効果、また「自転車活用推進計画(閣議決定)」の策定や「ギャンブル等依存症対策基本法」成立に伴うギャンブル等依存症対策への社会的な要請、更には翌年に迫った2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催による国民のスポーツへの意識の高まり及びスポーツ界を取り巻く課題解決への期待等、社会環境の変化を踏まえ、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、様々な社会的課題を解決するための取組を積極的に支援する。

2020年度の補助方針の策定にあたっては、「機械振興補助事業審査・評価委員会」の議論を踏まえ、PDCAサイクルの一環である補助事業評価に基づき、社会の変化やニーズを捉え、必要な見直しを行う。

(2) 機械振興補助事業の実施

「平成31年度補助方針(2018年8月1日公示)」に基づき、機械振興補助事業を実施する。

(3)機械振興補助事業審査・評価委員会

①機械振興補助事業審査・評価委員会

機械振興補助事業の審査・評価の実施にあたっては、学識経験者等から構成される「機械振興補助事業審査・評価委員会」において、審査の透明性を確保するとともに、完了した補助事業の評価を行う。

②研究補助研究部会

研究補助の審査をより適正・円滑に実施するため、「機械振興補助事業審査・評価委員会」の一部の委員により構成される「研究補助研究部会」において、研究事業の成果・波及の妥当性、事業の独自性及び事業発展の具体性等を中心とした審査を行い、研究部会採否案を「機械振興補助事業審査・評価委員会」に附議する。

(4) 機械振興補助事業に関する情報発信の強化

機械振興補助事業の社会的な認知度向上を図り、より広く補助事業の応募を 促すため、多様なメディア、組織ネットワーク等を効果的に活用した情報発信 の拡充を行う。

また、補助事業評価の一環として、完了した個々の補助事業の活動内容(事業成果)について、ホームページ等を活用し積極的に公開する。

(5)機械振興補助事業の調査・評価

機械振興補助事業の一層の透明性・適正性を確保するため、補助事業の調査・ 評価を次のとおり実施する。

①補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

事業完了の報告があった補助事業について、「自転車等機械振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」第18条に基づいて調査を行い、必要に応じて外部監査法人を用いた調査を実施し、速やかに補助金の額を確定する。

②補助事業の評価

補助事業者による自己評価、本財団による事務局評価を基に、学識経験者等から構成される「機械振興補助事業審査・評価委員会」において補助事業全体の評価を行う。

また、補助事業の評価の一環として、完了した補助事業の活動内容や導入機器等の利用状況を広く周知する。

③補助事業審査・評価委員会評価作業部会

補助事業の評価に係る業務を効率的かつ効果的に行うため、評価に関する知見を有する有識者による「補助事業審査・評価委員会評価作業部会」において、評価スキームに基づき、JKA補助事業の取組に関する評価を行い、作業部会案を「機械振興補助事業審査・評価委員会」に附議する。

2. 競輪収益による公益事業振興

(1)補助方針

「自転車競技法」に基づく競輪振興法人として、競輪の収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行する競輪の売上の一部により、 公益事業振興に対する補助を行う。

2019年度の補助事業にあたっては、公益事業の分野において、これまで取り組んできた補助事業の成果・効果、また「自転車活用推進計画(閣議決定)」

や「ギャンブル等依存症対策基本法」成立に伴うギャンブル等依存症対策への 社会的な要請、更には翌年に迫った2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催による国民のスポーツへの意識の高まり及びスポーツ界を 取り巻く課題解決への期待等、社会環境の変化を踏まえ、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、様々な社会的課題を解決するための取組を積極的に支援する。

2020年度の補助方針の策定にあたっては、「公益事業振興補助事業審査・ 評価委員会」の議論を踏まえ、PDCAサイクルの一環である補助事業評価に 基づき、社会の変化やニーズを捉え、必要な見直しを行う。

(2) 公益事業振興補助事業の実施

「平成31年度補助方針(2018年8月1日公示)」に基づき、公益事業 振興補助事業を実施する。

(3) 公益事業振興補助事業審査·評価委員会

公益事業振興補助事業の審査・評価の実施にあたっては、学識経験者等から 構成される「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」において、審査の透明 性を確保するとともに、完了した補助事業の評価を行う。

(4) 公益事業振興補助事業に関する情報発信の強化

公益事業振興補助事業の社会的な認知度向上を図り、より広く補助事業の応募を促すため、多様なメディア、組織ネットワーク等を効果的に活用した情報発信の拡充を行う。

また、補助事業評価の一環として、完了した個々の補助事業の活動内容(事業成果)について、ホームページ等を活用し積極的に公開する。

(5) 公益事業振興補助事業の調査・評価

公益事業振興補助事業の一層の透明性・適正性を確保するため、補助事業の調査・評価を次のとおり実施する。

①補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

事業完了の報告があった補助事業について、「競輪公益資金による体育事業 その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する 規程」第18条に基づいて調査を行い、必要に応じて外部監査法人を用いた 調査を実施し、速やかに補助金の額を確定する。

②補助事業の評価

補助事業者による自己評価、本財団による事務局評価を基に、学識経験者等から構成される「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」において補助事業全体の評価を行う。

また、補助事業の評価の一環として、完了した補助事業の活動内容や導入機器等の利用状況を広く周知する。

③補助事業審査・評価委員会評価作業部会

補助事業の評価に係る業務を効率的かつ効果的に行うため、評価に関する知見を有する有識者による「補助事業審査・評価委員会評価作業部会」において、評価スキームに基づき、JKA補助事業の取組に関する評価を行い、作業部会案を「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」に附議する。

第2部 競輪運営支援業務

- 1. 競輪の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案 並びに総合調整
 - (1)サービス満足度を向上させるための施策
 - ①お客様のライフスタイルに合わせた開催の実施及び調査研究

多様化したお客様のニーズに対応するために、開催日程及びレース実施時間帯等について開催施行者と調整するほか、開催体系の在り方についての検討を行うとともに、キャッシュレス社会に対応した投票方法に関する調査研究を実施する。

グレードレースのナイター開催、モーニング競輪、ミッドナイト競輪及び ガールズケイリンを含めたラインナップの充実・PRを強化することにより、 お客様に支持される競輪を提供し、売上向上と新規のお客様の獲得を目指す。

②施行者・場外設置者との連携強化

様々なお客様のニーズに対応するため、施行者・場外設置者と情報・意見 交換等を行い連携を強化し、各場の定性的な情報収集を行いながら競輪場・ 場外車券売場の活性化、お客様離れの回避、新規のお客様開拓等の各種施策 をサポートする。

③場外設置者及び民間事業者等との連携強化

場外設置者及び民間事業者等との連携を強化し、お客様の動向等を共有することで、相互協力したキャンペーンを実施する。

④その他調査研究

ロードレース大会等自転車イベントに参画し、自転車競技人気をトラック 競技、競輪へ波及させるための調査研究を実施する。

(2) レース満足度を向上させるための施策

①お客様に分かりやすい番組提供等

予想しやすい番組を検討し、新規のお客様の獲得、他競技関心層の取り込み、インターネット投票会員の拡大を図る。

②信頼されるレースの提供

落車、事故等の減少及びお客様に分かりやすい判定を行うための競技規則 の見直しを検討する。

③グレードレースの活性化

GⅢ開催を中心にグレードレースの売上向上を図るため、グレードレースのナイター化を推進するとともに、売上分析、来場者分析の結果に基づいた施策提案を行うほか、開催情報などを含んだPR策の強化を図る。

④新しい競輪競走についての調査研究

250m屋内板張り走路における国際ルールに準拠した新しいケイリンレースや少数車立てによる短距離競走に関する調査研究を実施する。

⑤競輪活性化のための調査研究

競輪場・場外車券売場におけるお客様ニーズ調査及び売上要因に関する調査を実施・分析し、その結果を活性化のための施策策定に活用する。

2. 競輪その他自転車競技に関する広報宣伝

(1)情報満足度を向上させるための施策

①効果的かつ効率的な広報事業の展開

より多くの方に競輪の持つ様々な魅力を積極的にPRするため、有力な在京地上波テレビ局による特別競輪等のライブ中継を行うことに加え、WEBでの番組放送も行う。

開催が迫ってきた2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会との相乗効果を狙い、競輪独自の魅力である「人間の力」、「スポーツ性」を訴求する新たなCMによる広報宣伝活動を展開することにより、競輪に対する認知を拡大し、興味を喚起する。

また、情報収集の軸となるインターネットにおけるPR策を増加することにより、新規のお客様の取り込み及び既存のお客様への情報提供の充実を図る。なお、新聞については、スポーツ紙による既存のお客様向けの情報提供を拡大し、車券購入機会を増やす。

競輪の広報展開にあたっては、競輪の社会貢献活動と併せて広くPRすることにより、競輪の補助事業に対する認知を効率的に拡大し、興味を喚起する。

②開催施行者等との連携強化

売上向上及び本場(場間場外)来場促進のため、開催施行者と連携し、特別競輪等のPRや地元メディアとの連携による競輪の認知向上を図るための施策を展開する。

また、効果の期待できる施策(モデル事業)へ積極的に参画する施行者の開催、活性化が期待される取組を発案し、実施する施行者の開催の広報等についてサポートを行う。

なお、ギャンブル等依存症対策については、「ギャンブル等依存症対策基本 法」の趣旨に則り、啓発等必要な対策について、競輪施行者等と連携し検討・ 実施する。

③情報提供の充実

お客様への情報提供の中心となるKEIRIN. JP及び月刊競輪WEBにおいて、迅速かつ幅広い競技情報、各種キャンペーン告知等を行うとともに、新規のお客様の誘因をメインとするけいりんマルシェにおいて、動画、選手情報、キャンペーン情報等の興趣あるコンテンツを増加して情報発信を行う。

また、インターネット投票の参加促進・売上向上のため、各種開催の情報提供の充実を図る。

④2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたイメージ 作り

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、トラックナショナルチームを中心に各種番組出演や、その活躍を各メディアで取り上げてもらうためのパブリシティ活動を強化するともに、体験型VR等を活用して各種イベントにおいて「競輪」と「ケイリン」の一体化を図りつつ、認知度向上を図る。

また、競輪の魅力を伝えるイベントを開催する際には、外国人観光客が体

験型VR等を体験できるよう対応するほか、競輪場等施設内の標識や車券購入方法案内等の多言語化を進める。

3. 競輪の公正かつ円滑な実施に資する事業

(1) 審判員及び選手の検定及び登録並びに自転車の登録

①審判員の登録

審判員の検定、登録、登録更新及び登録の消除を行う。 また、知識及び経験等その能力に応じて級別の認定を行う。

②選手の登録

選手の検定、登録、登録更新及び登録の消除を行う。

③自転車の登録

自転車の登録、登録更新及び登録の消除を行う。

(2) 検車員、先頭誘導選手及び自転車の部品の認定

①検車員の認定

検車員の認定及び認定の取消を行う。

②先頭誘導選手の認定

先頭誘導選手の認定及び認定の取消を行う。

③自転車の部品の認定

自転車の部品の認定及び認定の取消を行う。

(3) 競輪の実施方法を定めることに関する事業

競輪の実施方法の更なる改善研究を行い、競技の公正・円滑な実施を図る。

(4)選手の出場あっせん及び級班の決定

①選手の出場あっせん

競輪に出場する選手のあっせんを行う。

②選手の級班の決定

選手の競走成績を審査期毎に審査し、級班を決定する。

(5) 開催執務員及び選手の養成及び訓練

①開催執務員の養成及び訓練

ア. 養成

審判員になろうとする者に対して、専門的な知識・技能を修得させるため、 養成教育を行う。

また、検車員になろうとする者に対する養成教育を行う。

イ. 訓練

審判員のうち基幹業務に携わろうとする者に対して、基幹審判員講習会を 行う。

また、新たに審判長となる者に対して、新任審判長研修を行う。

②選手の養成及び訓練

ア. 養成

第117回生徒及び第118回生徒(女子第9回生徒)の養成を行う。

これに際しては、ナショナルチームのトレーニング理論や現役選手で良好な成績を上げている者の在校時の訓練データをベースに、教育カリキュラムを編成する。指導方針については、お客様が新人選手に期待する先行力で魅了する脚力と精神力を兼ね備え、かつ品性に優れプロ意識を持った競輪選手の輩出を目標とする。加えて、入学後も優れた競輪選手を育成するため、記録会等で優秀な成績を修めた生徒を引き続き優遇する。

また、日本競輪学校の規程及びカリキュラム等を改善するために発足した「NKG教育再検討研究プロジェクト」において提言される内容を、第117回生徒及び第118回生徒(女子第9回生徒)から生徒教育に適用するほか、新250m競走路における訓練を実施する。

なお、2016年4月の伊豆事業所発足により、日本競輪学校の施設は、選手養成機能のみならず、他団体と連携して世界基準での競技力向上を目指せるような環境が求められている。1968年の移転以降、すでに建設から50年の経過で老朽化していることから、伊豆事業所施設改修委員会において諸施設建て替えに向けた検討を行う。

イ. 訓練

競輪の公正確保と競技秩序の確立を図るため、「自転車競走競技規則」の 遵守とモラル意識の向上を主眼として教育指導を行う。

教育指導にあたっては、落車事故の防止に取り組むとともに、生活習慣病 についての指導、アンチ・ドーピングについての啓発、フェイスブック及び ツイッター等の情報発信の内容に関し注意喚起を行い、事故・事件の防止を 目指し、競輪の社会的地位の向上に役立てる。

また、女子選手全体のレベルの底上げ及びマナーの向上を図るため、一般 社団法人日本競輪選手会(以下「日競選」という。)と連携し、女子選手に対 する講習会を2018年度に引き続き実施する。

更に、選手の果たすべき責任と役割、関係諸規則の順守、適正走行の維持 励行を共通指導事項とする日競選が行う技能訓練、新人教育訓練、特別指導 訓練等の事業に対し助成を行う。

ウ、生徒募集及び競輪選手志望者・自転車競技者の拡大

第119回生徒及び第120回生徒(女子第10回生徒)の募集を行う。 日本競輪学校のホームページ等を充実させるとともに、競輪選手を職業と して認知させるよう就職セミナー等に参画するほか、在校時に優秀な成績を 修めた生徒を優遇する報奨金制度について周知する等により応募者を増加 させる。

また、競輪選手志望者数の拡大と優秀な人材の確保のため、自転車型運動 能力測定機器を用いたイベントを体育系学科を設置している学校等で実施 し、タレント発掘事業を積極的に展開する。併せて、そうした人材を広く確 実に取り込めるよう入試制度を改革する。

自転車競技者の拡大を目的に、ガールズサマーキャンプ等の事業を実施し、 ジュニア層を含む自転車競技者の底辺拡大を推進する。地方在住者の参加も 拡大するため、サテライトキャンプの実施回数を増やすとともに、男子のキャンプを実施する。

(6)世界を目指す選手の強化事業への協力

オリンピック等国際大会に向けた選手強化事業及び自転車競技の普及のための事業に対し、公益財団法人日本自転車競技連盟及び一般財団法人日本サイクルスポーツセンターと協力し、競技能力の向上を目指すともに、メダル獲得のため情報面、スポーツ科学面などの側面からも戦略的アプローチを行う。

また、日本競輪学校に在学する生徒の訓練においても伊豆ベロドローム及び 校内に新しく建設される250m競走路を積極的に活用し、世界に羽ばたく競 輪選手及びアスリートとしての基礎の構築、充実を図る。

併せて、有望な生徒に対しては外国人コーチによるトレーニングプログラムに参加させ、即戦力として世界に通用し、国内の競輪においても外国人に劣らない選手を輩出する体制を整備する。

(7) 海外有力選手招聘による競輪の活性化

海外で活躍する外国人自転車競技選手に関する情報を積極的に発信することで、外国人選手が出走する開催に自転車愛好家層からの注目を集め新規のお客様獲得及び売上向上を目指す。

(8)選手の表彰

競走成績の優秀な選手及び功労のあった選手の表彰を行う。

(9)事故防止と公正確保

競走上の公正安全確保を図る観点から、競走において落車を伴う失格行為等があった選手及び違反点数の累積が一定の基準に達した選手に対しては、出場あっせんをしない処置を講じる。

公正確保の観点から、予防措置として選手への注意喚起メールの配信及びコンプライアンスチェックシートの配布等により公正安全の阻害予防を図る。また、競走及び競走外において不適正な行為があった選手に対しては、必要な調査、情報収集を行い、登録消除、出場あっせん規制等の適切な措置を講じる。

(10)選手の身体検査

選手が、競輪競走に出場するために必要とされる身体機能及び健康状態を有していることを確認し、競輪の公正かつ安全な実施を確保するため、全選手を対象として年1回の身体検査を実施する。

(11) ドーピング・コントロールへの取組

競輪に出場する選手の薬害からの保護及び競走の公正安全確保を図るため、 世界アンチ・ドーピング基準に基づく検査を引き続き行うとともに、公益財団 法人日本アンチ・ドーピング機構(JADA)加盟を含め、アンチ・ドーピン グの更なる強化・推進に向けた取組を実施する。

(12) 選手共済制度に対する助成

選手共済制度の円滑な実施を図るため、必要な助成を行う。

(13) 競輪場、場外車券売場の施設に係る業務

競輪場及び場外車券売場に対する実地調査については、「競輪に係る業務の方法に関する規程」第152条に基づき、施設関係法令及び通達との適合状況等について確認を行い、所轄経済産業局へ報告する。なお、調査の結果、競輪の公正又は安全を確保するため必要があると認めるときは、当該施行者又は設

置者に改善を求める。更に、新規のお客様獲得に向けた施設環境等の整備について「施設改善指針」に沿った改善がなされるよう積極的に指導・助言を行うとともに、時代に即した施設の在り方についてお客様目線で検証を行う。

新規場外車券売場の設置許可については、所轄経済産業局が行う設置許可に対して協力を行うとともに、市場規模、集客性、収益性、利便性、地域貢献、市場開拓の可能性等について新設場外車券売場の設置を検討する施行者等に対して助言を行う。

4. 交付金の還付

2018年度の競輪事業の収支が赤字であった競輪施行者に対して、「自転車競技法」第17条の規定に基づき交付金を還付する。

5. その他競輪に関する事業

上記以外の競輪関係業務についても、必要に応じて適宜行う。

第3部 小型自動車競走収益による補助事業

1. 小型自動車競走収益による機械振興

(1)補助方針

「小型自動車競走法」に基づく小型自動車競走振興法人として、オートレースの収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行するオートレースの売上の一部により、機械振興に対する補助を行う。

2019年度の補助事業にあたっては、機械振興の分野において、これまで取り組んできた補助事業の成果・効果、また「自転車活用推進計画(閣議決定)」や「ギャンブル等依存症対策基本法」成立に伴うギャンブル等依存症対策への社会的な要請、更には翌年に迫った2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催による国民のスポーツへの意識の高まり及びスポーツ界を取り巻く課題解決への期待等、社会環境の変化を踏まえ、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、様々な社会的課題を解決するための取組を積極的に支援する。

2020年度の補助方針の策定にあたっては、「機械振興補助事業審査・評価委員会」の議論を踏まえ、PDCAサイクルの一環である補助事業評価に基づき、社会の変化やニーズを捉え、必要な見直しを行う。

(2)機械振興補助事業の実施

「平成31年度補助方針(2018年8月1日公示)」に基づき、機械振興補助事業を実施する。

(3) 機械振興補助事業審査·評価委員会

①機械振興補助事業審査・評価委員会

機械振興補助事業の審査・評価の実施にあたっては、学識経験者等から構成される「機械振興補助事業審査・評価委員会」において、審査の透明性を確保するとともに、完了した補助事業の評価を行う。

②研究補助研究部会

研究補助の審査をより適正・円滑に実施するため、「機械振興補助事業審査・評価委員会」の一部の委員により構成される「研究補助研究部会」において、研究事業の成果・波及の妥当性、事業の独自性及び事業発展の具体性等を中心とした審査を行い、研究部会採否案を「機械振興補助事業審査・評価委員会」に附議する。

(4)機械振興補助事業に関する情報発信の強化

機械振興補助事業の社会的な認知度向上を図り、より広く補助事業の応募を 促すため、多様なメディア、組織ネットワーク等を効果的に活用した情報発信 の拡充を行う。

また、補助事業評価の一環として、完了した個々の補助事業の活動内容(事業成果)について、ホームページ等を活用し積極的に公開する。

(5)機械振興補助事業の調査・評価

機械振興補助事業の一層の透明性・適正性を確保するため、補助事業の調査・ 評価を次のとおり実施する。

①補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

事業完了の報告があった補助事業について、「小型自動車等機械振興事業に 関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」第18条に基づ いて調査を行い、必要に応じて外部監査法人を用いた調査を実施し、速やか に補助金の額を確定する。

②補助事業の評価

補助事業者による自己評価、本財団による事務局評価を基に、学識経験者等から構成される「機械振興補助事業審査・評価委員会」において補助事業 全体の評価を行う。

また、補助事業の評価の一環として、完了した補助事業の活動内容や導入機器等の利用状況を広く周知する。

③補助事業審査・評価委員会評価作業部会

補助事業の評価に係る業務を効率的かつ効果的に行うため、評価に関する知見を有する有識者による「補助事業審査・評価委員会評価作業部会」において、評価スキームに基づき、JKA補助事業の取組に関する評価を行い、作業部会案を「機械振興補助事業審査・評価委員会」に附議する。

2. 小型自動車競走収益による公益事業振興

(1)補助方針

「小型自動車競走法」に基づく小型自動車競走振興法人として、オートレースの収益を広く社会に還元し、社会貢献を果たすため、地方自治体が施行するオートレースの売上の一部により、公益事業振興に対する補助を行う。

2019年度の補助事業にあたっては、公益事業の分野において、これまで取り組んできた補助事業の成果・効果、また「自転車活用推進計画(閣議決定)」や「ギャンブル等依存症対策基本法」成立に伴うギャンブル等依存症対策への社会的な要請、更には翌年に迫った2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催による国民のスポーツへの意識の高まり及びスポーツ界を取り巻く課題解決への期待等、社会環境の変化を踏まえ、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに、様々な社会的課題を解決するための取組を積極的に支援する。

2020年度の補助方針の策定にあたっては、「公益事業振興補助事業審査・ 評価委員会」の議論を踏まえ、PDCAサイクルの一環である補助事業評価に 基づき、社会の変化やニーズを捉え、必要な見直しを行う。

(2)補助事業の実施

「平成31年度補助方針(2018年8月1日公示)」に基づき、公益事業 振興補助事業を実施する。

(3) 公益事業振興補助事業審査・評価委員会

公益事業振興補助事業の審査・評価の実施にあたっては、学識経験者等から 構成される「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」において、審査の透明 性を確保するとともに、完了した補助事業の評価を行う。

(4) 公益事業振興補助事業に関する情報発信の強化

公益事業振興補助事業の社会的な認知度向上を図り、より広く補助事業の応募を促すため、多様なメディア、組織ネットワーク等を効果的に活用した情報発信の拡充を行う。

また、補助事業評価の一環として、完了した個々の補助事業の活動内容(事業成果)について、ホームページ等を活用し積極的に公開する。

(5) 公益事業振興補助事業の調査・評価

公益事業振興補助事業の一層の透明性・適正性を確保するため、補助事業の調査・評価を次のとおり実施する。

①補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

事業完了の報告があった補助事業について、「オートレース公益資金による 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法 に関する規程」第18条に基づいて調査を行い、必要に応じて外部監査法人 を用いた調査を実施し、速やかに補助金の額を確定する。

②補助事業の評価

補助事業者による自己評価、本財団による事務局評価を基に、学識経験者等から構成される「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」において補助事業全体の評価を行う。

また、補助事業の評価の一環として、完了した補助事業の活動内容や導入機器等の利用状況を広く周知する。

③補助事業審査・評価委員会評価作業部会

補助事業の評価に係る業務を効率的かつ効果的に行うため、評価に関する知見を有する有識者による「補助事業審査・評価委員会評価作業部会」において、評価スキームに基づき、JKA補助事業の取組に関する評価を行い、作業部会案を「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」に附議する。

第4部 小型自動車競走運営支援事業

- 1. オートレースの振興及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案 並びに総合調整
 - (1)サービス満足度を向上させるための施策
 - ①ミッドナイトの活性化

ミッドナイトの活性化、利用者の拡大に向けた新規のお客様開拓及び離脱回避と既存のお客様の購入機会の損失を防ぐことを踏まえた開催日程等の周知に向けたPR施策を実施するとともに、ミッドナイトの拡大に向けて、新たな実施場を検討する。

また、オートレース場周辺環境に配慮した競走車の開発研究を行い試作車両を製作する。

②インターネット投票の拡大

インターネット投票における新規のお客様増と売上向上を図る施策を実施するほか、民間事業者と連携した施策を行うことで、インターネット投票の拡大を図る。

また、売上好調な重勝式車券について告知方法の調査研究を行い、各施策への展開を検討する。

③場外車券売場の設置推進及び活性化

売上増を図るため場外車券売場設置の更なる拡大をサポートする。

設置にあたっては、施行者と連携をとりつつ、収益性、利便性等を勘案して他競技投票券発売施設等における車券販売、小規模な場外車券売場の設置に向けた取組を積極的に推進する。

また、既存施設の活性化、お客様の離脱回避、新規のお客様開拓等のサポートを行うとともに、同一施設内に競輪車券発売所がある既存施設においては、一体となったサポートを行うほか、本場・場間場外車券売場の活性化及び売上向上に資するため、企画レースや車券購入促進イベント・キャンペーン等各種施策をサポートする。

(2) レース満足度を向上させるための施策

①既存お客様の離脱回避

ア. 興趣ある企画レースの実施

お客様から要望が多いオール女子選手戦等を関係者間において調整し、全 場で実施する。

また、番組編成や勝ち上がりを工夫し、お客様の購買意欲を高めるような話題性を持った興趣ある企画レースを実施する。

イ、グレードレースの魅力向上

グレードレースの価値を高めるために開催時期・開催内容について関係者間で検討するとともに、お客様に飽きさせないようなレース構成、番組編成となる選手あっせんをすることにより競走の魅力を高める。

ウ. 競技運営の改善

5場体制に適した競技運営の円滑な実施を図るため、現行選手制度等の改善・研究を行うとともに、魅力ある競技の在り方やレースの醍醐味を効果的に提供する方法等について調査研究を実施する。

②競走車の改善研究等

競走車の総合的な開発研究を行うとともに、公正安全なレースを続けるための現用エンジン及び車体の改善研究を実施する。

2. オートレースに関する広報宣伝

(1)情報提供満足度を向上させるための施策

①インターネットを通じた情報提供の充実

AUTORACE. JPにおいて、お客様の興趣を高める競技情報、各種キャンペーン等の情報を適宜配信するほか、WEB会議システム等の新たな情報提供ツールを解説会イベント等に活用することで、お客様とのコミュニケーション機会を増加しオートレースへの興味関心の喚起を図る。

②電話・インターネット投票の利便性向上

新規のお客様にも分かりやすいWEB、スマホサイトの情報提供の拡充を 行うことにより、利便性の向上を図る。

また、SG開催等で試走後のリアルタイム予想やPDF新聞の活用などで情報提供の充実を図る。

③オートレース中継映像の配信及び放送の実施

各場のレース映像をHD(高精密)画像で場間場外発売を行う他場等へ配信するほか、CS放送、CATV、WEBでのレース放送を実施する。

また、ICTの進歩を踏まえ、今後の映像伝送、配信の在り方について調査研究を実施する。

④お客様ニーズを商品・販売戦略に活かすための開発研究

ネットアンケートによるお客様ニーズ調査、AUTORACE. JPのサイト内のお客様遷移分析等の各種調査を行い、お客様ニーズを商品・販売戦略に活かすためのマーケティングオートメーション・システムを開発する。

⑤新規のお客様の獲得とファンサービスの実施

新規のお客様の獲得・離脱回避を図るため、誰でも簡単に楽しめるオートレースの魅力をWEB、SNSを活用して情報発信し、AUTORACE. JPの入門サイトやグレードレース特設サイト等へ誘導し、興味関心を喚起するほか、モータースポーツとしてのオートレースの健全なイメージを醸成する広報活動を多面的に展開する。

更に、既存お客様のニーズに合ったファンサービスを実施し、離脱回避と

なるようサービスの向上を図る。

⑥選手を活用したイメージアップ

オートレース選手を幅広くメディアに露出し、オートレースの話題性を高め、魅力をアピールするとともに、WEB、SNS等で積極的に拡散することにより、オートレースのイメージアップ及び認知度の向上を図る。

また、選手を活用したイベントをレース場、場外車券売場等で実施して施行者・民間事業者等をサポートする。

⑦小型自動車競走施行者等との連携強化

お客様のニーズに応えるため、小型自動車競走施行者及び民間事業者等と諸問題や新規施策等について定期的に情報・意見交換を行い、連携の強化を図るとともに、各場活性化プロジェクトチームを中心に、各場の売上向上に資する広報事業を実施する。また、WEB上で売上等が確認できるシステムを開発・運用することで業務省力化を図る。

2022年度更改予定の次期システムについては、効率的な調達方法やお 客様の利便性の向上に係る仕様について施行者と連携して検討を行う。

また、ギャンブル等依存症対策については、「ギャンブル等依存症対策基本 法」の趣旨に則り啓発等必要な対策について、小型自動車競走施行者等と連 携し検討、実施する。

3. オートレースの公正かつ円滑な実施に資する事業

- (1) 審判員及び選手の検定及び登録並びに競走車の登録
- ①審判員の登録

審判員の検定、登録、登録更新及び登録の消除を実施する。

②選手の登録

選手の検定、登録、登録更新及び登録の消除を実施する。

③競走車の登録

競走車の登録、登録更新及び登録の消除を実施する。

(2)競走車の部品の認定

競走車の部品の認定及び認定の取消を行う。

(3) オートレースの実施方法を定めることに関する事業

審判・選手管理・番組編成・検査の各業務の実施方法等の統一化・合理化を

主眼とした諸会議を実施し、競走実施法人との連携強化を図り、競技の公正・円滑な実施を図るとともに、オートレースの実施方法の更なる改善研究を実施する。

(4)選手の出場あっせん及び級別の決定

①選手の出場あっせん

「選手出場あっせん調整基準」に基づき選手のあっせんを実施する。 また、ミッドナイト開催については、「ミッドナイト競走の選手出場あっせん等に関する適用基準」に基づき選手あっせんを実施する。

②選手の級別の決定

「選手出場あっせん調整基準」に基づき、期別変更期ごとに競走成績を審査して、選手の級別を決定する。

(5) 審判員及び選手の養成及び訓練等

①審判員の養成及び訓練等

ア. 養成

審判員になろうとする者に対して、専門的な知識・技能を修得させるため、 養成教育を実施する。

イ. 訓練

登録審判員各々が関係法規及び要領を習熟し、業務の方法の再確認を行い、 その資質向上を図るために必要な地方訓練を実施し、競走の公正安全を確保 する。

ウ. 審判員の交流及び審判判定研修

注目度の高いSG開催において、開催場以外の審判長及び副審判長を派遣し、審判の執務体制の強化を図り、迅速かつ的確な判定を下すとともに全場の判定統一を図り、お客様からの更なる信頼の向上を図る。

また、審判実務担当者を対象とした審判員判定研修会を適宜実施し、競技 運営・審判判定上の諸問題等について情報共有を図り、審判実務の向上を図 る。

②選手の養成及び訓練

ア. 養成

2018年度に引き続き、第34期選手候補生の養成訓練を2ヶ月間、教

育要綱に基づき実施する。(養成期間2018年9月~2019年5月 ※競走場での実地訓練を含む。)

また、スター選手及び、優秀な女子選手の育成を目的とした第35期選手 募集及び養成計画を策定し、入所試験を実施する。

イ. 訓練

競走の公正安全確保を図るため、一般社団法人全日本オートレース選手会 役員を対象とした選手指導者中央訓練を実施する。

また、事故防止の対策強化を図るため、競走場ごとに事故防止対策特別訓練を実施する。

(6)選手の表彰

競走成績の優秀な選手及び功労のあった選手の表彰を実施する。

(7)事故防止と公正確保

競走の公正安全かつ円滑な実施を確保するため、本財団及び関係団体が実施する各種訓練を通じて事故防止の徹底強化を図る。

なお、一般社団法人全日本オートレース選手会が行う事故防止事業及び公正 安全かつ円滑な実施を確保するための事業等に対して助成を行う。

また、競走中の重大事故が発生した際には、「事故再発防止委員会」等において、事故の原因究明と再発防止策について検討を行い、安全対策に万全を期す。

公正確保の観点から、競走及び競走外において不適正な行為があった選手に対しては、必要な調査、情報収集を行い、登録消除、出場あっせん規制等の適切な措置を講じる。

(8)選手共済制度に対する助成

選手共済制度の円滑な実施を図るため、必要な助成を実施する。

(9) 小型自動車競走場、場外車券売場の施設に係る業務

小型自動車競走場及び場外車券売場に対する実地調査については、「小型自動車競走に係る業務の方法に関する規程」第126条に基づき、施設関係法令及び通達との適合状況等について確認を行い、所轄経済産業局へ報告する。なお、調査の結果、小型自動車競走の公正又は安全を確保するため必要があると認めるときは、当該施行者又は設置者に改善を求める。

新規場外車券売場の設置許可については、所轄経済産業局が行う設置許可に

対して協力を行うとともに、市場規模、集客性、収益性、利便性、地域貢献、 市場開拓の可能性等について新設場外車券売場を検討する施行者等に対して 助言を行う。

4. 交付金の還付

2018年度のオートレース事業の収支が赤字であった施行者に対して、「小型自動車競走法」第21条の規定に基づき交付金を還付する。

5. その他オートレースに関する事業

上記以外のオートレース関係業務についても、必要に応じて適宜行う。

第5部 自転車競技法に基づく競輪の競技実施事業

1. 競輪競技運営事業

競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査、競輪の審判 その他の競輪の競技に関する事務を以下により公正、安全かつ円滑に実施する。 また、お客様からの信頼を得るため、当該事務に係る環境整備、執務体制の 見直し検討を行うとともに、研修・訓練の充実により研鑽を重ね、前記各業務 の正確性・効率性を高めることを目的とした業務の改善を推進する。

(1) 競輪の競技の実施に関する事務及び執務の方針

①番組編成

選手の能力や特性等を把握し、興趣に富んだ番組を提供する。

2 検車

競走に使用する自転車について、厳正な検査を行い、競走の公正安全を確保する。

③選手管理

出場選手を保護管理し、適正な出場条件を確保して、競走の公正安全を確保する。

4)審判

厳正に「自転車競走競技規則」を適用し、正確かつ、迅速に業務を遂行して、競走の公正安全を確保する。

本部に設置した「審判長団」担当者を全ての特別競輪等に派遣して審判長として執務させるとともに、全てのGII開催に派遣して審判業務全般について指導することにより、的確かつ一貫性のある審判判定の確保を推進し、お

客様及び関係者からの更なる信頼の向上を図る。

2019年度における競輪場別・競輪施行者別・開催予定回数は別表のとおりである。

(2) 競輪の公正を確保するために必要な附帯業務

①職員の研修等

職員及びその他の開催執務員一人一人が関係法規及び要領を習熟し、業務の方法の再確認を行い、その資質向上を図るために必要な研修会等を実施する。

特別競輪等の開催前に審判長を集め特別研修を実施するとともに、開催競輪場においては全審判長を対象とした交流研修会を3回に分けて実施することで、お客様、選手及び競輪施行者からの更なる信頼の向上を図る。

また、副審判長を対象として、相互の意思疎通を図り、次期審判長の心構えを養うとともに、共通の審判理念に基づく統一的な審判判定を保持することを目的とした副審判長研修を実施する。

②業務の連絡調整及び改善研究等

業務連絡会議において、次に掲げる事項等に関して調整及び改善研究等を 行う。

- 番組編成、検車、選手管理及び審判の事務の実施方法等の標準化
- ・番組編成、検車、選手管理及び審判の事務に関し、お客様及び関係者から 更なる信頼を得るものとするための方策
- ・番組編成、検車、選手管理及び審判の事務を正確かつ効率的に実施するための方法(機械化及びシステム化を含む)及び開催執務体制
- その他の一般事務の標準化、効率化の更なる推進

③競輪選手に関する業務及び競輪選手に対する指導

日競選との意思の疎通を図り、相互理解の下、円滑に競輪を実施するために必要な協力体制を確保するために連絡会議等を実施する。

また、日競選が競輪選手に対して行う競輪選手としての資質及び技能の向上・健康管理及び適正な選手生活の在り方等の指導・教育を目的とした研修・訓練会等に講師の派遣その他の協力調整を行う。

2. 競輪開催関連事業

競輪競技運営事業と有機的に関連し、競輪事業において必要不可欠な競輪開催関連事業を競輪施行者と協力して適正に実施する。

(1) 車券発売等業務

競輪施行者から委託された車券の発売等に関する事務を関係法令及び本財団の業務規程等(以下「法令及び規程等」という。)に基づき適正に実施する。

(2) 競輪開催宣伝業務

競輪施行者から委託された競輪の開催に係る宣伝に関する事務を法令及び 規程等に基づき適正に実施する。

(3) 競輪場等場内整理業務

競輪施行者から委託された入場者の整理その他競輪場内の整理に関する事務を法令及び規程等に基づき適正に実施する。

競輪場内の警備を委託された競輪場においては自衛警備隊を組織して置き、 所轄の警察署その他の関係機関と緊密な連携を保ち、不法及び迷惑行為の防止 並びに暴力団の入場禁止及び退場措置等を講じて競輪場内の秩序維持と競走 の安全を確保する。

(4) 前各号以外の競輪事業に附帯する業務

競輪事業の経営の効率化に寄与するために競輪施行者の行う開催事務の支援を行うとともに、競輪施行者から競輪開催に附帯する競輪場等における式典・イベント・その他の事務を受託し、適正かつ円滑に実施する。

2019年度における(1)から(4)までに掲げる事務の競輪場別・競輪施行者別・受託予定業務は別表のとおりである。

(5) 競輪関係団体等が行う競輪関係事業への支援業務

①公益社団法人全国競輪施行者協議会

競輪開催に伴う競輪選手参加旅費の支払事務代行業務並びに選手拠点駅及 び選手最寄駅に関する登録等管理事務の代行業務を行う。

②一般財団法人全国競輪選手共済会

競輪開催において発生した選手の傷病等の災害補償等に関する事務を行う。

③日競選

各競輪場における選手の日競選会費の徴収及び送金に関する事務を行う。

4 競輪施行者が行う報道への協力

報道機関との連携を密にし、競技情報の提供等、競輪開催の広報に関する

事務を行う。

別表 (「自転車競技法」に基づく競輪事業)

| | | 開催予算 | 定回数 | ** *A ** ++ | 競輪開催事業 | | | | | | |
|-------|--------------|-----------|-----|-------------|--------|------|------|-------|--|--|--|
| 競輪場 | 競輪施行者名 | 通常 | 目的 | 競輪競技 | 車券発売 | 競輪開催 | 競輪場等 | その他の競 | | | |
| | | (回数) (回数) | | 運営事業 | 等事業 | 宣伝事業 | 整理事業 | 輪附帯事業 | | | |
| 函館 | 函館市 | *1 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | | | | | |
| 青森 | 青森市 | *2 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | | | | | |
| いわき平 | いわき市 | 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | 一部受託 | | | | |
| 弥彦 | 弥彦村 | *3 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | | | | | |
| 前橋 | 前橋市 | *4 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | | | | | |
| 取手 | 茨城県 | 11 | | 一括受託 | 一部受託 | | | | | | |
| | 取手市 | 1 | | 一括受託 | 一部受託 | | | | | | |
| 宇都宮 | 宇都宮市 | *5 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | | | | | |
| 大宮 | 埼玉県 | 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | | | | | |
| 西武園 | 埼玉県 | *6 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | | | | | |
| 京王閣 | 東京都十一市競輪事業組合 | 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | 一部受託 | | | | |
| 立川 | 立川市 | *7 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | 一部受託 | 一部受託 | | | |
| 松戸 | 松戸市 | *8 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | | 一部受託 | | | |
| 千葉 | 千葉市 | *9 6 | | 一括受託 | 一部受託 | | | | | | |
| 川崎 | 川崎市 | 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | | | | | |
| 平塚 | 平塚市 | 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | 一部受託 | 一部受託 | | | |
| 小田原 | 小田原市 | 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | 一部受託 | 一部受託 | | | |
| 伊東温泉 | 伊東市 | *10 12 | 1 | 一括受託 | 一部受託 | | | | | | |
| 静岡 | 静岡市 | 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | | | | | |
| 名古屋 | 名古屋競輪組合 | *11 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | 一部受託 | | | | |
| 岐阜 | 岐阜市 | *12 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | 一部受託 | | | | |
| 大垣 | 大垣市 | *13 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | 一部受託 | | | | |
| 豊橋 | 豊橋市 | *14 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | | | | | |
| 富山 | 富山市 | 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | | | | | |
| 松阪 | 松阪市 | *15 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | | | | | |
| 四日市 | 四日市市 | *16 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | | | | | |
| 福井 | 福井市 | *17 12 | | 一括受託 | 一部受託 | 一括受託 | 一部受託 | 一括受託 | | | |
| 奈良 | 奈良県 | *18 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | 一部受託 | 一括受託 | | | |
| 京都向日町 | 京都府 | *19 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | 一部受託 | | | | |
| 和歌山 | 和歌山県 | 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | 一部受託 | | | | |
| 岸和田 | 岸和田市 | *20 10 | | 一括受託 | 一部受託 | | 一部受託 | | | | |

| | | 開催予算 | 官回数 | ** ** ** ** | 競輪開催事業 | | | | | | | |
|-----|--------|--------|------|--------------|--------|--------|------|-------|--|--|--|--|
| 競輪場 | 競輪施行者名 | 通常 | 目的 | 競輪競技運営事業 | 車券発売 | 競輪開催 | 競輪場等 | その他の競 | | | | |
| | | (回数) | (回数) | 建 呂争未 | 等事業 | 宣伝事業 | 整理事業 | 輪附帯事業 | | | | |
| 玉野 | 玉野市 | *21 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | | | | | | |
| 広島 | 広島市 | *22 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | 一部受託 | | | | | |
| 防府 | 防府市 | *23 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | | | | | | |
| 高松 | 高松市 | *24 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | | | | | | |
| 小松島 | 小松島市 | *25 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | | | | | | |
| 高知 | 高知市 | *26 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | | | | | | |
| 松山 | 松山市 | *27 12 | 1 | 一括受託 | 一部受託 | | | | | | | |
| | 北九州市 | *28 13 | | 一括受託 | | | | | | | | |
| | (名古屋市) | -1 | | (一括受託) | (包括受託) | | | | | | | |
| | (岐阜市) | -1 | | (一括受託) | (包括受託) | | | | | | | |
| 小倉 | (岸和田市) | -2 | | (一括受託) | | (包括受託) | | | | | | |
| 小启 | (防府市) | -2 | | (一括受託) | | (包 | 括受託) | | | | | |
| | (広島市) | -2 | | (一括受託) | | (包 | 括受託) | | | | | |
| | (久留米市) | -2 | | (一括受託) | (包括受託) | | | | | | | |
| | (熊本市) | | -2 | (一括受託) | | | | | | | | |
| 久留米 | 久留米市 | *29 12 | 1 | 一括受託 | 一部受託 | | | | | | | |
| | (熊本市) | -3 | | 一括受託 | 一部受託 | | | | | | | |
| 武雄 | 武雄市 | *30 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | | | | | | |
| 佐世保 | 佐世保市 | *31 12 | | 一括受託 | 一部受託 | | | | | | | |
| 別府 | 別府市 | *32 13 | | 一括受託 | 一部受託 | | | 一部受託 | | | | |
| 熊本 | 熊本市 | *33 3 | 2 | 一括受託 | 一部受託 | | | | | | | |
| 計 | | 501 | 5 | | | | | | | | | |

- * 1函館市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催1回(予定)を含む。
- *2青森市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催4回(予定)を含む。
- * 3 弥彦村については上記開催回数にミッドナイト競輪開催4回(予定)を含む。
- * 4 前橋市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催 4 回(予定)を含む。
- *5宇都宮市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催4回(予定)を含む。
- * 6 埼玉県については上記開催回数にミッドナイト競輪開催4回(予定)を含む。
- *7立川市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催1回(予定)を含む。(前橋競輪場で開催)
- *8松戸市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催2回(予定)を含む。
- * 9 千葉市については他の競輪場を借り上げて開催予定。
- *10 伊東市については国際トラック支援競輪(4日制)を開催予定。

*11 名古屋競輪組合については上記開催回数にミッドナイト競輪開催3回(予定)を含む。

(名古屋競輪場で2回、小倉競輪場で1回開催)

*12 岐阜市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催2回(予定)を含む。

(大垣競輪場で1回、小倉競輪場で1回開催)

- *13 大垣市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催4回(予定)を含む。
- *14 豊橋市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催4回(予定)を含む。
- *15 松阪市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催4回(予定)を含む。)
- *16四日市市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催1回(予定)を含む。
- *17福井市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催2回(予定)を含む。(奈良競輪場で開催)
- *18 奈良県については上記開催回数にミッドナイト競輪開催4回(予定)を含む。
- *19 京都府については上記開催回数にミッドナイト競輪開催2回(予定)を含む。(奈良競輪場で開催)
- *20 岸和田市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催2回(予定)を含む。(小倉競輪場で開催)
- *21 玉野市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催4回(予定)を含む。
- *22 広島市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催2回(予定)を含む。(小倉競輪場で開催)
- *23 防府市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催2回(予定)を含む。(小倉競輪場で開催)
- *24 高松市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催2回(予定)を含む。(玉野競輪場で開催)
- *25 小松島市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催2回(予定)を含む。(高知競輪場で開催)
- *26 高知市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催4回(予定)を含む。
- *27 松山市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催2回(予定)を含む。
- *28 北九州市については上記 開催回数にミッドナイト競輪開催4回(予定)を含む。
- *29 久留米市については国際トラック支援競輪(3日制)を開催予定。

上記開催回数にミッドナイト競輪開催2回(予定)を含む。(小倉競輪場で開催)

- *30 武雄市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催4回(予定)を含む。
- *31 佐世保市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催4回(予定)を含む。
- *32 別府市については上記開催回数にミッドナイト競輪開催4回(予定)を含む。
- *33 熊本市については他の競輪場を借り上げて開催予定。上記開催回数にミッドナイト競輪開催2回(予定)を含む。(小倉競輪場、久留米競輪場で開催)

第6部 競輪の公正かつ安全な開催運営及び発展に貢献する車両情報システム の安定かつ安全な運用管理及び開発事業

1. 車両情報システムの検証

2017年度より稼働中の車両情報システム(以下「Next-VIS」という。)について、稼働状況や懸案事項を把握し、次期システムに向けて経済性、安全性、拡張性という相反する目標を高次元で成立させ、かつお客様の利用満足度を向上させるサービスについて検討する。

稼働したNext-VISの反省を生かして、お客様のサービスの向上を図り、電話投票・インターネット投票の更なる拡大による売上向上を目指す。システム・サービスの改修・更新については、最新技術の導入とシステム全体の最適化を踏まえ、適宜必要に応じて実施する。

2. 車両情報システムの安全な運用管理

(1)車両情報システムの安定運用

システム障害の発生時を想定して、サービス復旧を短時間で行えるよう、訓練の充実を図るとともに、障害の未然防止の観点からシステムの定期点検を実施する。

システム障害発生時においては、SEサポート会社等と協力し、迅速な復旧対応を図るとともに、当該事案についての改善策を策定する。

また、一斉同報システムを使用し、拠点との情報共有と連絡体制を一層強化する。

(2) 車両情報システムの安全確保

個人情報やシステムのセキュリティ確保のため、内外問わずアクセス管理や セキュリティチェックを定期的に実施する。

また、適宜拠点運用者への教育訓練を実施するとともに、情報資産を適切に 保護し、情報セキュリティを確保する。

3. 車両情報システムの調査研究

各種IT講習会またはIT参画業者が開催する展示会、セミナーなどに積極的に参加し、情報収集を行い、現行システムの改善及び将来のシステム構築に関して最善のサービスを提供できるように研究を実施する。

4. 車両情報システムに係る適正な調達の実施

車両情報システムに係る調達手続きに関し、「競輪システム評価委員会」に諮り、適正な調達を実施する。

また、調達に関する情報収集を行う。

5. その他車両情報システムに関する事業

上記以外の車両情報システムに関する業務について、必要に応じて適宜行う。

第7部 自転車競技スポーツの普及及び振興に関する事業

1. 地域における自転車競技者層の底辺拡大

各都道府県の自転車競技団体等が、自転車競技者の日ごろの訓練の成果の確認と新たな目標設定を創出する機会として実施する自転車競技大会及びその他の関連事業に協力し、地域の自転車競技者層の底辺拡大に寄与する。

2. その他関連事業

多様な年齢層・身体状況に応じた自転車を取り揃え、サイクリングコースに おける試乗体験によって、多くの方に自転車体験を楽しんでいただくとともに、 様々な広報活動を通して「自転車の魅力」をアピールする。

第8部 本財団の目的を達成するために必要な事業

平成30年度産業構造審議会製造産業分科会車両競技小委員会で取りまとめられた「競輪事業の持続的発展のための課題解決に向けて」及び「競輪事業の持続的発展のための課題解決に向けて 一具体的な取組のための制度設計案一」を踏まえ、組織の強化を図るとともに、方針管理・業務改善(PDCA)の実践により、働き方改革及び人材育成を実施する。

1. ガバナンスの強化

競輪事業においては、2018年11月の「競輪最高会議」会則の改正の主旨に則り、意思決定をスムーズに行い、迅速に事業を実施する。また、オートレース事業においては、「小型自動車競走運営協議会」において、決定された事項について迅速に対応・実施する。

2. 方針管理・業務改善

本年度の事業を遂行するために、定期的な進捗管理の実施や事業の振り返りを行い方針管理・業務改善(PDCA)を実践するほか、開催現場を含んだ業務の標準化・インフラの整備を推進し、働き方改革を実現するとともに、人材の能力開発を行い、女性目線等の施策への反映や機能的な組織への変革と攻めの業務の強化を通し体質強化を図る。

3. 組織機能の強化と事業の効率化

組織の一体化等を図るため、部署間連携を強化するよう組織の見直しを引き続き進める。また、ITを利活用した効率的な業務運営を目指して、組織内の重複部門の合理化を進め、適正な人員配置を行うとともに、諸規程及び諸制度の統一化を引き続き進める。

(1)組織機能の強化

本財団組織の更なる強化等を図るため、経営戦略・業務評価部の権限強化等の組織の見直し、方針管理・業務改善の下での業務の標準化、管理部門の集約化、ICT化などを引き続き行う。

(2) 経理事務の効率化

競輪振興部門、オートレース振興部門、競輪競技実施部門、競輪情報システム部門における同一の経理処理については、部門を横断した担当制の構築に加え、実務者レベルにおける問題点の抽出及び解決策を検討し取り組む。

(3) 人材マネジメント制度の活用

人材マネジメント制度に基づき、各職員が年度方針に沿った個人目標設定を行った後、業務遂行し、その振り返りを通じて組織の方向性と役割を理解して個人レベルのPDCAサイクルを推進することにより、組織の活性化及び人材育成を図るとともに、当該結果を昇格の参考資料として活用する。また、職員のスキル向上のための各種研修を適宜実施する。

4. 事業の適正化

(1) 監事監査等への協力

監事及び会計監査人の行う監査に協力し、事業の適正性を確保する。

(2)業務評価

方針管理・業務改善の実践において、事業への取組、進捗、効果及び業務の標準化状況を評価し、PDCAサイクルの下、事業の適正化を確保する。

(3) コンプライアンス

法令・社会規範を遵守し、本財団の事業の透明性・公平性を確保する。

(4)情報セキュリティの確保と個人情報・法人文書の管理

本財団のシステムへの不正アクセスや情報漏えいの対策を講じるために設 定した情報セキュリティポリシーを適切に運用する。 また、本財団が所有する個人情報・法人文書について法令に基づき適切に管理する。

5. 不動産賃貸事業

本財団が所有する土地及び建物の資産を有効に活用する事業を行う。また、建物の保守及び土地建物の活用方法について研究する。